

ご検討にあたってご確認いただきたいこと

必ずお読みください。

✔ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者(代理店の生命保険募集人)の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

✔ ご検討にあたっては「商品パンフレット」「保障設計書」をご覧ください。

法人のお客さまは「法人向け保険の検討にあたっての留意点」も必ずご確認ください。

✔ お申込みの際は「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意ください、ご確認ください事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

✔ 金融機関を募集代理店として本商品に加入されるお客さまはつぎの点にご留意ください。

- ・本商品は当社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構の保護の対象ではありません(預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません)。
- ・本商品の契約の有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- ・法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

当社のビジョン



“生命保険から人生保険へ”

小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。

これまでの生命保険は、「いつか」起こるかもしれない重大なリスクに向けた備えでした。時代とともにお客さまを取り巻く環境が変化する中、私たちが提供するサービスはそのまま良いのでしょうか。多くの重大なリスクは、小さな不安への対処を後回しにすることで起きてしまいます。それはお客さま自身で気付いていたとしても、時間やお金をかけたり、人に頼ることができないようなことかもしれません。これからの第一ネオ生命は、そんな小さな不安に気づき、向き合い、お客さまの長く健やかな人生の実現をお手伝いできるパートナーでありたい。お客さまの人生に向き合う保険サービスを、第一ネオ生命はお届けし続けます。



ご不明点がございましたら
こちらまでお問い合わせください。

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の『三つ星』を獲得

当社コンタクトセンター

0120-312-201

[受付時間] 9:00~17:00(日・祝日・年末年始を除く)
※詳しくは当社のWebサイトをご確認ください。



当社コンタクトセンターはサポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2024年度も最高ランクである『三つ星』を獲得しました。

本資料は2026年4月時点の商品パンフレットです。

[募集代理店]

[引受保険会社]

第一ネオ生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

https://neofirst.co.jp

認知症保障保険

2026年4月版

認知症保険 **ネオスマイル** 商品パンフレット/契約年齢40~69歳

<無解約返戻金型認知症保障保険>



こんな保険。

あなたの今日をささえ、
家族の明日の笑顔を
応援する保険です。

歯の健康度
割引
あります!



表紙から飛び出すネオちゃんず

二次元コードからスマートフォンでWebサイトを開き、カメラ内にパンフレットの表紙を収めると、ネオちゃんずが立体になって現れます。

無料でご利用いただけます。ただし、インターネット利用にともなう通信費用はお客さまのご負担となります。



第一ネオ生命はDaiichi Lifeグループの生命保険会社です。

認知症保険 **トースマイル** の特長

あんしん!



**認知症と診断、かつ
要介護1以上の状態**に該当したら、
保険金**100万円～500万円**が受け取れます。

※ご契約時に100万円～500万円の範囲で認知症保険金額を設定いただけます。

軽くても!



軽度認知障害(MCI)と診断されたら、
給付金が受け取れます。

※軽度認知障害保障特約の付加が必要です。

うれしい!



**70歳時に20本以上の歯が残っていれば、
以後の保険料が割引かれます。**

※死亡保障特約の保険料を除きます。

※永久歯(義歯やインプラント等の人工歯は含みません)の本数が20本以上である場合、
歯数割引特約が適用され、以後の保険料が割引かれます。

ご存知
ですか?

適切な「**歯のケア**」ができていない人は、そうでない人とくらべて
認知症の発症リスクが低いとされています!

健康維持!



**歯の健康維持のため、
「オーラルケアサポートサービス」を
ご提供します。**

⚠ **ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です(認知症保険金の受取人が法人の場合を除きます)。**

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.5～P.6「保障の詳細」、P.17～P.18「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

もはや
他人事では
ない!?

認知症とは?



認知症は突然発症するのではなく、健康な状態から徐々に進行し、認知症となります。
この健康な状態と認知症の間にあるのが「軽度認知障害(MCI)」とよばれる状態です。

健康な状態

軽度認知障害(MCI)

認知症

「軽度認知障害(MCI)」とは?

軽度認知障害はMCI(Mild Cognitive Impairment)とよばれ、健康な状態と認知症の中間の状態です。何気ない行動に以前よりも時間を要したり、非効率になったり、間違いが多くなるが、自立した生活が送れている。認知症とは言いえない状態を指します。



「認知症」とは?

正常だった脳の機能が、何らかの障害によって低下して、日常生活に支障をきたす状態のことを指します。認知症の中でもアルツハイマー型認知症が代表的な疾患で、脳の一部が委縮し、記憶障害(物忘れ)等の症状がみられます。



高齢化により、
2035年には65歳以上の

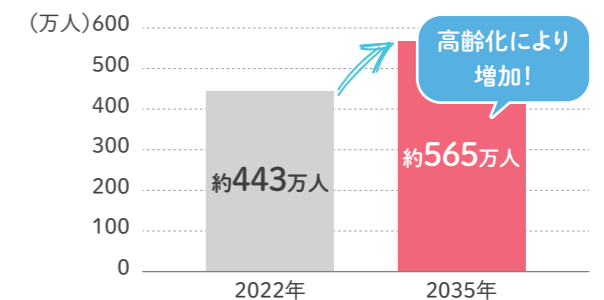
約7人に1人が認知症に!

認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)になる可能性もあるかも?



出典:内閣府「令和7年版高齢社会白書」をもとに当社にて作成

●65歳以上の認知症患者数の推計
(各年齢層の認知症有病率が、2025年以降一定と仮定)



「若年性認知症」とは?

65歳未満が発症する場合は「若年性認知症」とよばれています。

●若年性
認知症患者数 **約3.57万人**

若年性認知症患者の**約6割**の方が
世帯収入の減少を感じています。

65歳未満の多くの方が仕事や子育て等を現役でされている場合が多いため、いざというとき、ご家族への負担をカバーできるように治療や介護費用等への備えをすることが大切です。

出典:東京都健康長寿医療センター「わが国の若年性認知症の有病率と有病者数(2020年7月27日)」



認知症の発症リスクと歯の関係

65歳以上の健常者の方を対象にした調査の結果…

歯が20本以上の人に対して、
歯が数本で入れ歯がない人の
発症人数は**1.9倍!**



かかりつけ歯科医院のある人に対して、
かかりつけ歯科医院のない人の
発症人数は**1.4倍!**



出典:「平成22年度 厚生労働科学研究(神奈川歯科大学)」をもとに当社にて作成

認知症保険 to スマイル の保障内容とプラン例

契約年齢: 40歳~69歳

死亡保障特別を適用する場合の契約年齢: 55歳~69歳

	主契約	死亡保障特別	軽度認知障害保障特約
給付金名	① 認知症保険金	死亡保険金	② 軽度認知障害給付金
支払事由の概要	認知症と診断かつ公的介護保険制度における要介護1以上と認定	死亡したとき	軽度認知障害(MCI)と診断または認知症と診断
お手頃プラン	100万円 認知症保険金額	—	10万円 主契約の認知症保険金額×10%
*基本プラン	200万円 認知症保険金額	60万円 主契約の認知症保険金額×30%	20万円 主契約の認知症保険金額×10%

歯数割引特別

③ 70歳の契約応当日(割引判定日)に20本以上の歯が残っている場合、死亡保障特別の保険料を除き歯数割引特別が適用され、以後の保険料が割引引かれます。詳細は、P.7「歯数割引特別」をご確認ください。

保険期間

終身(一生涯)

※保険金のお支払いは1回限りです。認知症保険金、死亡保険金いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。また、軽度認知障害給付金のお支払いはご契約後1回限りです。

●保険期間・保険料払込期間: 終身

月々の保険料

契約年齢	男性			女性		
	契約時保険料(a)	歯数割引特別適用後保険料(b)	割引額(a)-(b)	契約時保険料(a)	歯数割引特別適用後保険料(b)	割引額(a)-(b)
40歳	877円	607円	270円	1,029円	802円	227円
50歳	1,359円	1,082円	277円	1,571円	1,336円	235円
60歳	2,452円	2,139円	313円	2,715円	2,446円	269円
55歳	4,987円	4,410円	577円	4,996円	4,505円	491円
60歳	6,720円	6,095円	625円	6,613円	6,076円	537円
65歳	9,088円	8,369円	719円	8,887円	8,262円	625円

*基本プランは契約年齢55歳~69歳の方がご契約いただけます。

お受取り事例(お手頃プランの場合)

〈ご契約例〉 ●契約年齢: 50歳 ●男性 ●保険期間・保険料払込期間: 終身 ●指定代理請求人: 配偶者



お受け取り合計額 110万円

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.5~P.6「保障の詳細」、P.17~P.18「お申込みにあたって必ずご確認ください」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

認知症になった場合の介護費用と介護期間

① 一時費用

一時費用の例

自費で購入等した場合の目安額です。公的介護保険の給付対象となる場合があります。

出典①

- 車いすの購入
 - 自走式: 6万円~19万円
 - 電動式: 30万円~50万円
- 介護ベッドの購入(特殊寝台)
 - ▶ 15万円~50万円(機能により異なります)
- 階段昇降機の設置(いす式直線階段用)
 - ▶ 50万円~ ※工事費別途
- 移動用リフト
 - 据置式: 20万円~50万円
 - レール走行式: 50万円~ ※工事費別途

平均 41万円

② 毎年かかる費用(医療費・介護費など)

在宅の場合

平均 128万円

公的施設の場合(特別養護老人ホーム等)

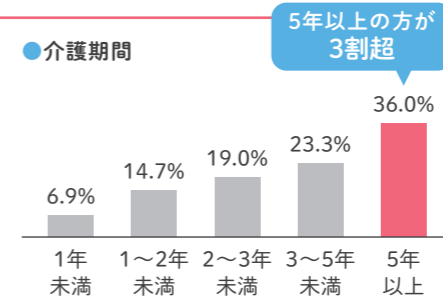
175万円

民間施設の場合(有料老人ホーム等)

215万円

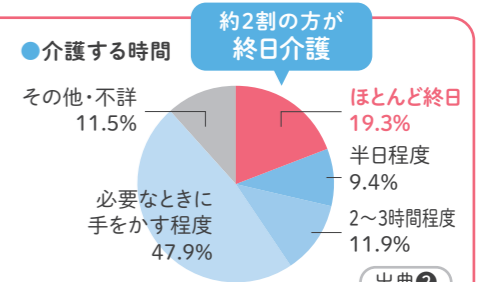
③ 介護期間

●介護期間



5年以上の方が3割超

●介護する時間



約2割の方が終日介護

出典②

平均 4年1か月 (49.4か月)

たとえば 4年1か月の間、認知症による介護が続いた場合

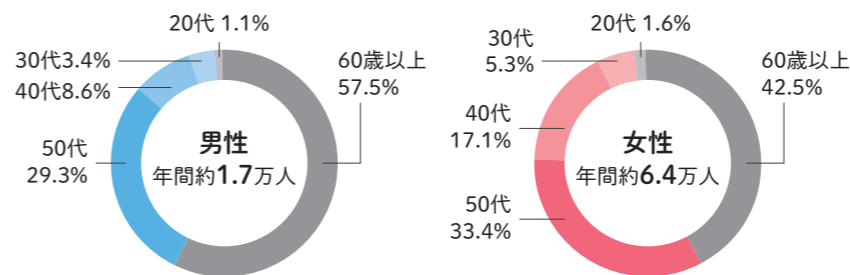
ご家族にとって経済的な不安はとて大きくなります

① 一時費用 平均41万円 + ② 毎年かかる費用(医療費・介護費など) 平均128万円(月額10.7万円) × ③ 介護期間 平均4年1か月 = 認知症による介護費用 569万円

出典①: (公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版) 出典②: 厚生労働省「2019年 国民生活基礎調査の概況」 出典記載の無いデータは「第一生命Web調査(2018年5月)」をもとに当社にて作成

介護と仕事の両立は厳しいことも

●介護・看護を理由に前職を辞めた方(認知症に限りません)



仕事を続けることは困難?

2015年10月から1年間で、介護・看護のために前職を辞めた方は約8.1万人いて、特に女性の退職が多くなっています。30代~40代の方の中には、育児と介護を同時に行わざるを得ない「ダブルケア」に直面する人もいます。

2015年10月から1年間で約8.1万人

出典: 総務省「平成29年 就業構造基本調査」

保障の詳細

主契約

保険金名	認知症保険金	支払額: 認知症保険金額
		保険金額取扱範囲 100万円～500万円(10万円単位)

支払事由①かつ②に該当したとき、保険金をお受け取りいただけます。

支払事由①
認知症と診断されたとき



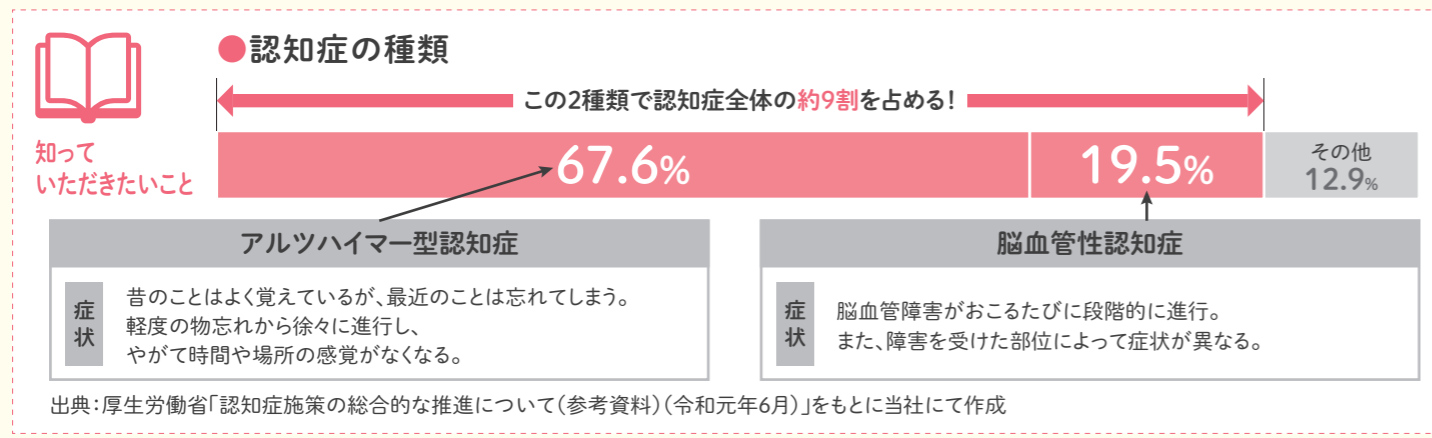
かつ

支払事由②
公的介護保険制度における要介護1以上と認定されているとき



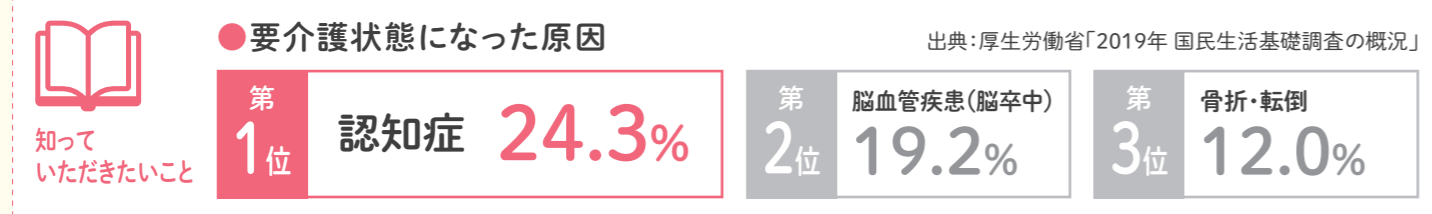
「認知症と診断されたとき」とは?

→ 認知機能検査および画像検査によって、医師により認知症と診断されたときをいいます。



「公的介護保険制度における要介護1」とは?

→ 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられるなど、生活の一部について部分的に介護を必要とする状態をいいます。



※公的介護保険制度における要介護1以上となられた原因が認知症である必要はありません。
 ※公的介護保険制度における要介護認定は、厚生労働省が定める基準に基づき、年齢に応じて認定条件が異なります。

⚠️ ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です(認知症保険金の受取人が法人の場合を除きます)。

保険金名	死亡保険金*	支払額	男性 主契約の認知症保険金額×30%
			女性 主契約の認知症保険金額×30%～60%(10%刻み)
死亡保障特則を適用する場合の契約年齢		55歳～69歳	

認知症保険金のお受け取り前に死亡したとき、死亡保険金をお受け取りいただけます。


*死亡保険金の額は200万円が上限となります。
 ⚠️ 高度障害状態に該当した場合の保障はありません。

軽度認知障害保障特約

給付金名	軽度認知障害給付金	支払額: 主契約の認知症保険金額×10%
------	-----------	----------------------


支払事由①または②に該当したとき、給付金をお受け取りいただけます。

支払事由①
軽度認知障害(MCI)と診断されたとき



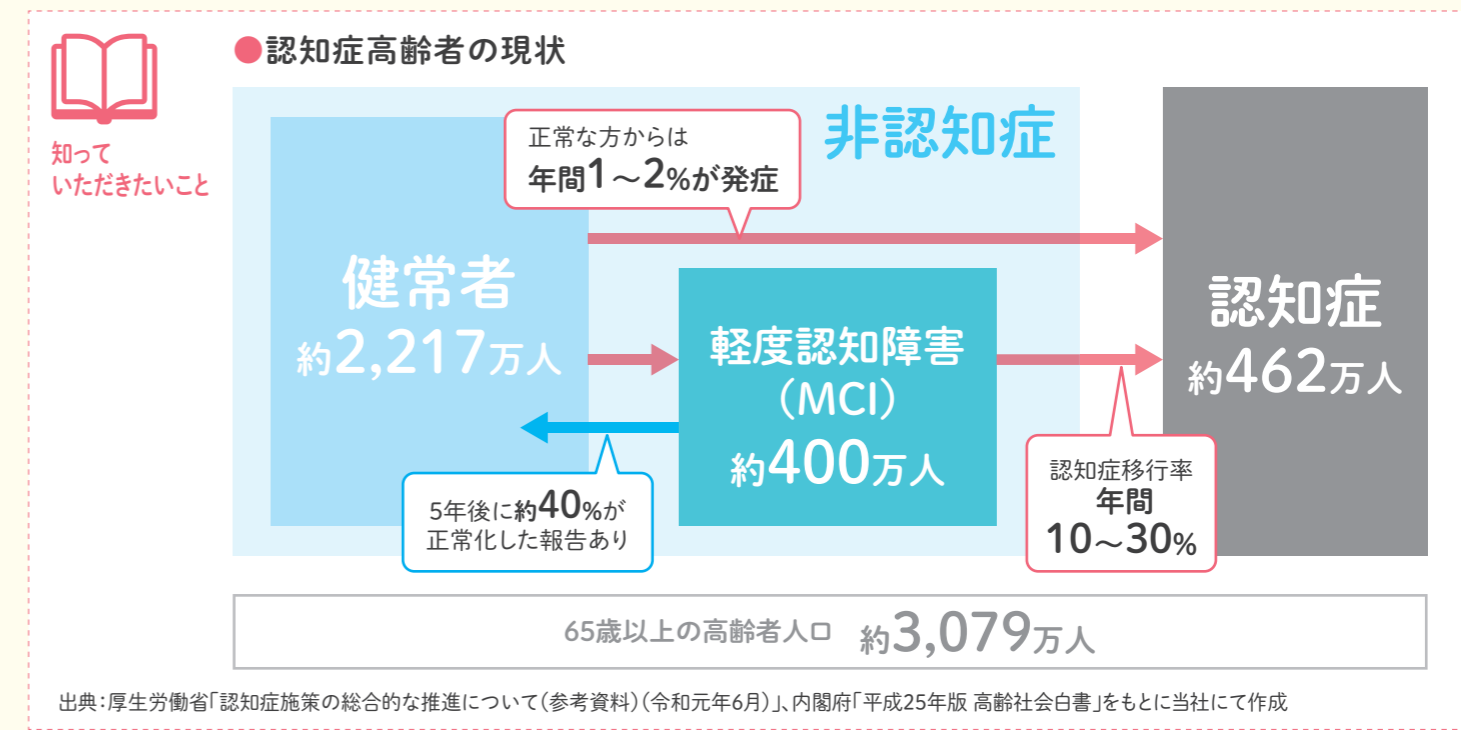
または

支払事由②
認知症と診断されたとき



「軽度認知障害(MCI)と診断されたとき」とは?

→ 認知機能検査および画像検査によって、医師により軽度認知障害(MCI)と診断されたときをいいます。



- ⚠️ 【主契約】について
 - 責任開始日からその日を含めて180日以内に認知症と診断されたときは、本契約は無効となります。この場合、保険金をお受け取りいただけません。
 - 責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因とする場合、保険金はお受け取りいただけません。この場合、本契約は無効となります。
- ⚠️ 【軽度認知障害保障特約】について
 - 主契約の責任開始日からその日を含めて180日以内に軽度認知障害または認知症と診断されたときは、本特約は無効となります。この場合、給付金をお受け取りいただけません。
 - 責任開始期前にすでに発病していた疾病を原因とする場合、給付金はお受け取りいただけません。この場合、本特約は無効となります。

各保障の留意点や保険金・給付金をお支払いできない場合の詳細については、P.17～P.18「お申込みにあたって必ずご確認ください事項」および「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

歯 歯数割引特則

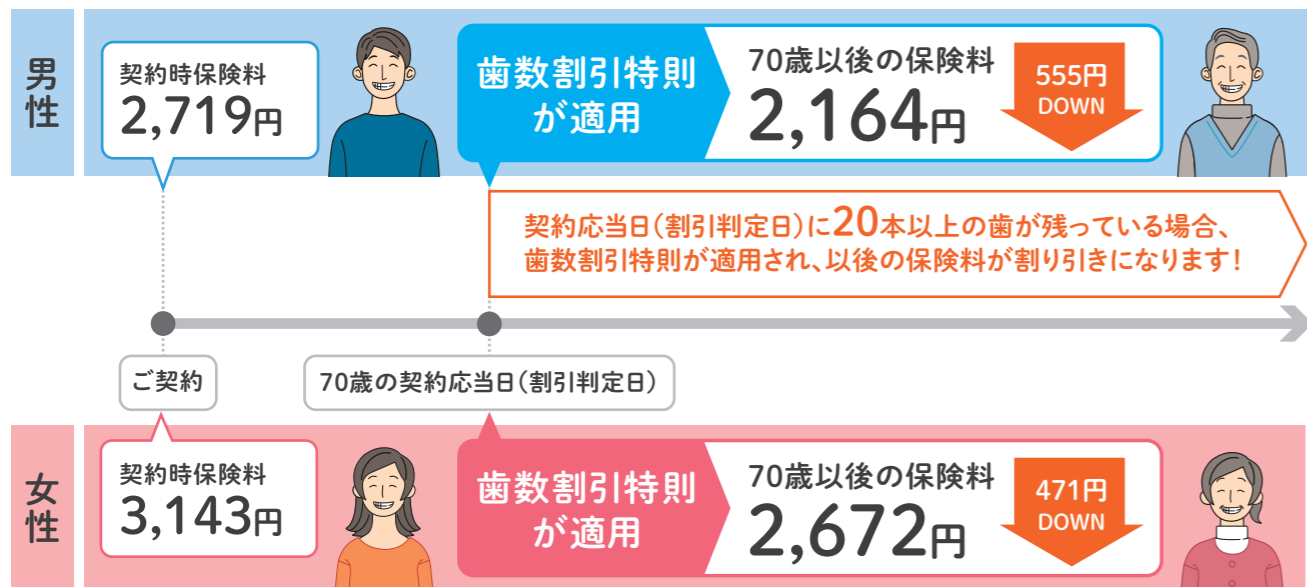
70歳時に20本以上の歯が残っていれば、以後の保険料が割引かれます。

※死亡保障特則の保険料を除きます。

●歯数割引特則を適用した場合の保険料例

ご契約例

- 契約年齢:50歳 ●主契約:200万円
- 軽度認知障害保障特約:付加 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●月払



●歯数割引特則の適用方法

歯科医院にて当社所定の残存歯数証明書を取得いただき、当社あてにご提出ください。

【判定6か月前】歯数割引特則適用判定のお手続きに関するご案内をお届け 主なお届け書類:残存歯数証明書・請求書兼振込依頼書・歯科医師の先生へのお願ひ	当社
【判定6か月前～判定2か月前】残存歯数証明書を持参のうえ、歯科医院を受診ください	お客さま
【判定2か月前】判定6か月前以降に発行された残存歯数証明書、請求書兼振込依頼書を当社までご提出ください	お客さま
歯数割引特則の判定結果をお知らせ	当社

残存歯数証明書の取得にかかる費用はお客さまにお支払いいただきます。請求書兼振込依頼書をご提出いただくことで、歯数割引特則の適用有無に関わらず残存歯数証明書の取得にかかる費用として5,000円をご指定の金融機関口座へお振込みします。

⚠️ 歯数割引特則におけるご留意点

- ※残存歯数の対象となる歯は永久歯のみとし、義歯やインプラント等は含みません。
- ※割引判定日後に割引判定日時点で20本以上の歯が残っていることが証明された場合でも、本特則をさかのぼって適用することはできません。

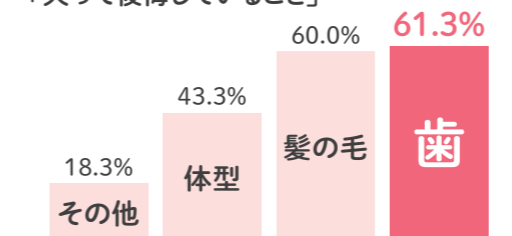
詳細については「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

いまから
考えよう!

歯の健康維持



- 60代以上に聞いた、体について「変化して欲しかったこと」「失って後悔していること」



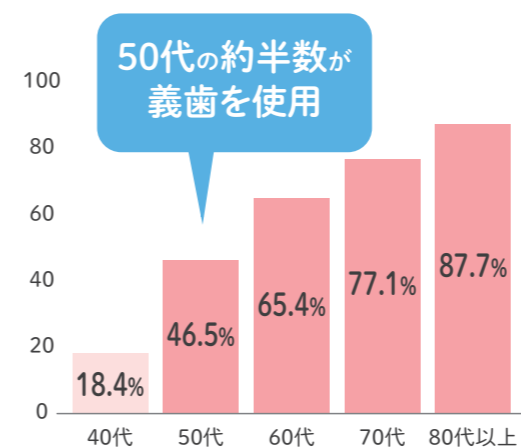
- 加齢による歯の衰えを感じた年齢

平均 **57.1歳**



出典:インビザライン・ジャパン株式会社
「60代以上の男女400名を対象とした歯並びと歯の残存数に関する意識調査(2017年3月)」

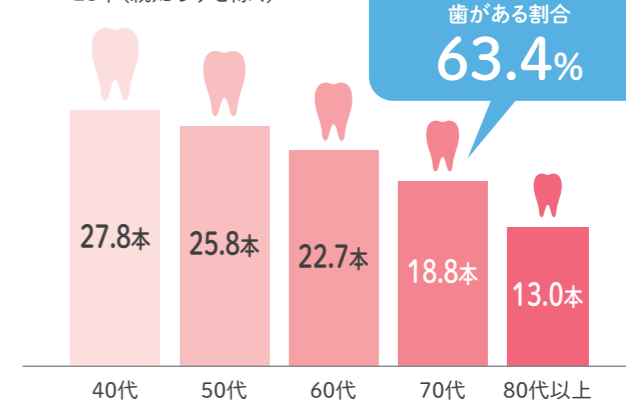
- 義歯を使用している人の割合



出典:厚生労働省「平成28年 歯科疾患実態調査」

- 1人あたりの歯の残存本数

※正常な永久歯の本数は28本(親知らずを除く)



出典:厚生労働省「平成28年 歯科疾患実態調査」

歯の健康維持に欠かせない、毎日の歯みがきをサポートします! オーラルケアサポートサービス

毎日のセルフケアをサポート



このサービスを利用することで、毎日の歯みがきなどのオーラルケアを楽しく習慣化することができるよ!



※画像はイメージです。今後変更となる可能性があります。

50代以降の歯みがきのポイント

歯ぐきが下がって根元が露出してきたという方も増えてきます。歯の根元の部分はやわらかく「根元むし歯」になりやすいため、ソフトな歯ブラシを使ってやさしく磨きましょう。



詳細はこちらから



※オーラルケアサポートサービスは予告なく変更・終了する場合があります。

歯の健康で幸せな人生を

歯の健康を維持することは認知症のリスクを下げるだけでなく、健康的で幸せな生活の実現につながります。

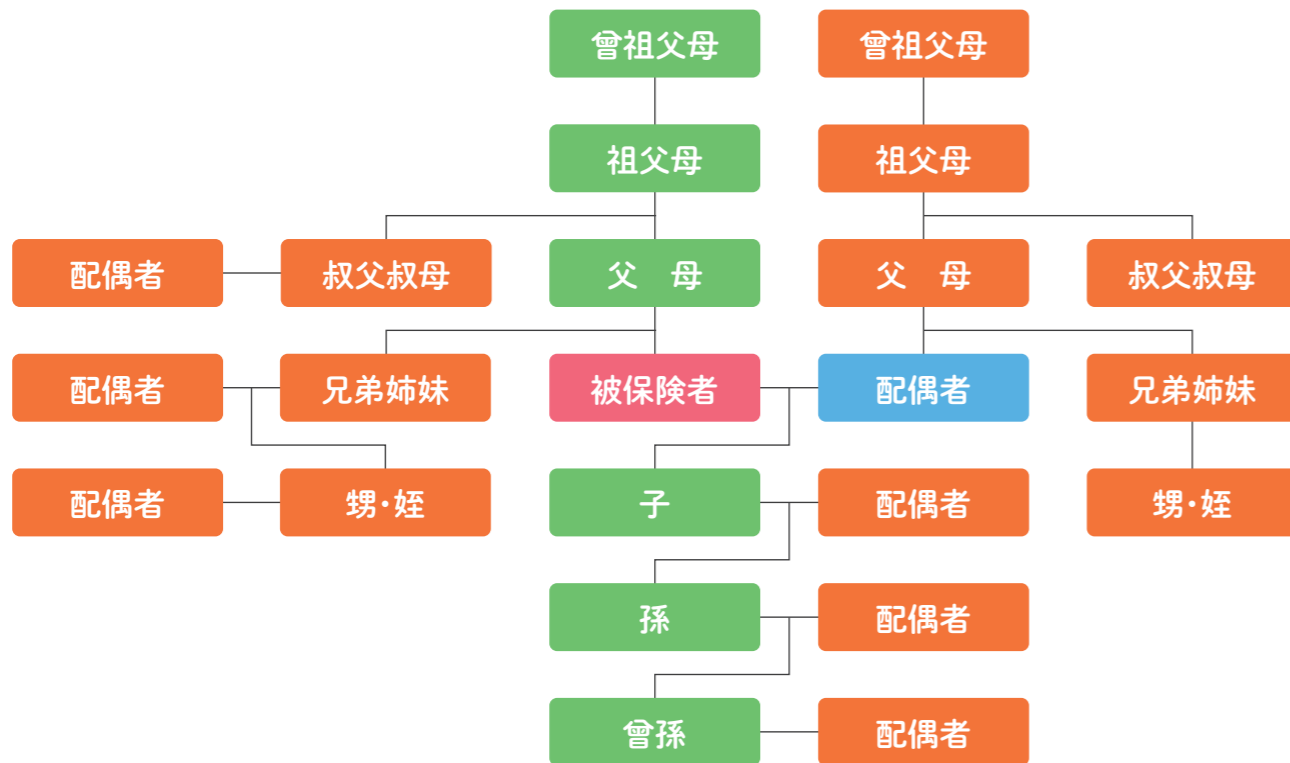
指定代理請求制度

認知症保険金の受取人である被保険者ご自身による意思表示が困難と判断される場合や、ご自身が認知症であることの告知を受けていない場合は、**指定代理請求人が本人に代わって請求することができます。**

! ご契約にあたっては、指定代理請求人の指定が必要です(認知症保険金の受取人が法人の場合を除きます)。
死亡保険金は指定代理請求制度の対象外となります。また、指定代理請求人はご契約の解約をすることはできません。

指定代理請求人の指定

→ 契約者が被保険者の同意を得て、以下の範囲からご家族1人を指定できます。



指定可能範囲 被保険者の配偶者 ■ 被保険者の直系血族 ■ 被保険者の3親等内の親族 ■

当社が認めた場合、以下の範囲内からも指定することができます。

被保険者と同居または
生計を一にしている方

被保険者の財産管理を
行っている方

上記2つと同等の
関係がある方

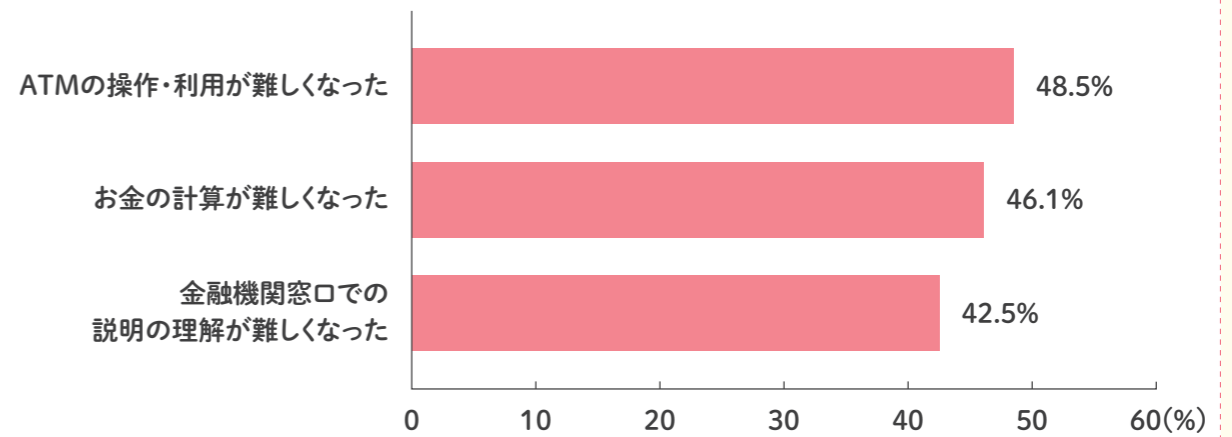
指定代理請求人による請求

→ 被保険者の口座だけでなく、**指定代理請求人の口座**でもお受け取りいただけます。



知って
いただきたいこと

● 認知症の方が預貯金の管理をご家族にサポートしてもらう理由(複数回答)



出典:みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社「認知症の人に対する家族等による預貯金・財産の管理支援に関する調査(2017年5月)」認知症の家族がいる40歳以上の方へのアンケート調査(回答人数:2,000人)



夫が認知症になったら、お金の計算や管理が難しくなると思うので、私の口座に入金してもらえるのは、おむつなどの日用品の購入にも充てられるので、助かります。

母が認知症で介護施設に入ることになったら、入居一時金がすぐに必要ですね。母が金融機関に出向くことは難しいと思うので、指定代理請求制度があれば安心ですね。



契約者に代わり、被保険者・各種受取人・指定代理請求人が契約内容などを
お問い合わせいただける「契約内容ご案内制度」もご利用いただけます。

告知項目

● 詳細については専用告知書に記載しておりますのでご確認ください。

こちらの「告知項目」をチェック☑!

主契約(死亡保障特則を除く)・軽度認知障害保障特約は、告知項目が4つだけでお申込みいただけます。
入院は人間ドックを除きます。手術はレーザー・内視鏡・カテーテルによるものを含みます。

1	現在、 入院中 ですか。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
2	今までに、認知症・軽度認知障害(MCI) またはその疑いで、医師の診察・検査・治療・投薬を受けた ことがありますか。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
3	今までに、公的介護保険の要介護・要支援認定を受けた ことがありますか。または 申請中 ですか。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
4	過去5年以内に、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬を受けた ことがありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ●アルツハイマー病 ●レビー小体病 ●ピック病 ●前頭側頭葉変性症 ●パーキンソン病 ●パーキンソン症候群 ●大脳皮質基底核変性症 ●進行性核上性麻痺 ●多系統萎縮症(MSA) ●脊髄小脳変性症 ●一過性脳虚血発作(TIA) ●脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血) ●脳腫瘍 ●水頭症 ●てんかん ●多発性硬化症 ●(筋萎縮性)側索硬化症 ●うつ病 ●そううつ病 ●双極性障害 ●統合失調症 ●アルコール依存症 	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。

よくあるご質問

Q1 一般の薬局で購入した市販の薬を服用していますが、告知は必要ですか?

A 告知いただく必要はありません。

Q2 すでに歯が20本未満ですが、申込みすることはできますか?

A お申込みいただけますが、70歳時に歯数割引特則は適用されません。

+ さらに

死亡保障特則をお申込みされる場合

告知項目5~9をチェック☑

5	以下①~②の いずれかに該当すること はありましたか。 ※ただし、下記(「いいえ」となるもの)については、該当する場合でも「いいえ」となります。 ① 最近3か月以内に、医師による診察・検査・治療・投薬・経過観察の指示 を受けた。 ② 今後3か月以内に、医師による診察・検査・治療・投薬の予定 がある。 「いいえ」となるもの <ul style="list-style-type: none"> ●初診から終診までの期間が30日以内で医師により完治と診断を受けたもの ●高血圧症 ●脂質異常症 ●痛風(高尿酸血症) ●気管支喘息 ●白内障 ●緑内障 ●花粉症 ●アレルギー性鼻炎 ●アトピー性皮膚炎 ●糖尿病(インスリン治療中または合併症のあるものは除く) ●尿路結石(腎・尿管・ぼうこう・尿道結石) 	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
6	以下①~②の いずれかに該当すること はありましたか。 ① 最近3か月以内に、入院をした、または手術を受けた。 あるいは すすめられた。 ② 今後3か月以内に、入院または手術の予定 がある。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
7	過去5年以内に、下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬を受けた ことがありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ●がん(上皮内新生物は除く)※がんについては下記をご確認ください。●狭心症 ●心筋こうそく ●心筋症 ●心不全 ●心房細動 ●心房粗動 ●心臓弁膜症 ●先天性心臓病 ●慢性気管支炎 ●肺気腫 ●肺線維症 ●慢性閉塞性肺疾患(COPD) ●肺高血圧症 ●肝硬変 ●慢性肝炎 ●慢性すい炎 ●慢性腎炎 ●慢性腎不全 ●慢性腎臓病 ●こうげん病 ●関節リウマチ ●筋ジストロフィー ●糖尿病(インスリン治療中または合併症(糖尿病性網膜症・糖尿病性腎症・糖尿病性神経症・糖尿病性壊疽)に限る) 【「がん」に含まれるもの(例示)】 <ul style="list-style-type: none"> ●癌 ●肉腫 ●リンパ腫 ●白血病 ●多発性骨髄腫 ●骨髄異形成症候群 ●真性赤血球増加症(多血症) ●本態性(出血性)血小板血症 ●カルチノイド など 	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
8	過去5年以内に、下記の病気で、入院をした、または手術を受けた ことがありますか。 <ul style="list-style-type: none"> ●高血圧症 ●糖尿病 ●脂質異常症 ●痛風(高尿酸血症) 	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。
9	過去2年以内に、2週間以上続けて入院した ことがありますか。(ケガによる入院は除く)	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	「はい」の場合、お申込みいただけません。

⚠ 健康状態のほか、職業、当社での過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引き受けできないことがあります。

保険料表

男性 月払保険料表

- 契約日が2021年12月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、当社は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 歯数割引特則の適用による割引後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 記載以外の保険金額・給付金額・保険料払込期間については、募集代理店または当社へご確認ください。
- 各保障の個別の保険料を記載しています。必要な保障分を合算してください。

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):100万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約時				<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合			
契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約	契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約
	100万円		10万円		100万円		10万円
	死亡保障特則30万円 (100万円×30%)		主契約100万円×10%		死亡保障特則30万円 (100万円×30%)		主契約100万円×10%
あり	なし	あり		なし			
40		640	237	40		449	158
41		663	249	41		472	169
42		687	262	42		496	182
43		713	275	43		522	195
44		740	290	44		550	209
45		770	306	45		579	225
46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	801	324	46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	610	241
47		834	342	47		643	260
48		870	363	48		678	280
49		908	385	49		717	301
50		949	410	50		757	325
51		993	437	51		801	351
52		1,040	467	52		847	379
53		1,091	500	53		898	411
54		1,146	537	54		953	446
55		1,914	1,206	579		55	1,719
56	2,013	1,270	626	56	1,819	1,076	530
57	2,121	1,341	679	57	1,925	1,145	580
58	2,236	1,416	739	58	2,040	1,220	636
59	2,358	1,496	803	59	2,160	1,298	696
60	2,488	1,580	872	60	2,288	1,380	759
61	2,626	1,670	944	61	2,425	1,469	826
62	2,772	1,765	1,020	62	2,568	1,561	895
63	2,928	1,866	1,099	63	2,722	1,660	967
64	3,096	1,974	1,182	64	2,887	1,765	1,042
65	3,275	2,089	1,268	65	3,064	1,878	1,120
66	3,469	2,213	1,358	66	3,253	1,997	1,200
67	3,680	2,348	1,454	67	3,460	2,128	1,284
68	3,911	2,496	1,559	68	3,687	2,272	1,376
69	4,164	2,658	1,674	69	3,933	2,427	1,476

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):200万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約時				<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合			
契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約	契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約
	200万円		20万円		200万円		20万円
	死亡保障特則60万円 (200万円×30%)		主契約200万円×10%		死亡保障特則60万円 (200万円×30%)		主契約200万円×10%
あり	なし	あり		なし			
40		1,280	474	40		898	316
41		1,326	498	41		944	339
42		1,374	524	42		992	364
43		1,426	551	43		1,044	391
44		1,480	581	44		1,100	419
45		1,540	613	45		1,158	450
46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	1,602	648	46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	1,220	483
47		1,668	685	47		1,286	520
48		1,740	727	48		1,356	560
49		1,816	771	49		1,434	603
50		1,898	821	50		1,514	650
51		1,986	875	51		1,602	702
52		2,080	935	52		1,694	759
53		2,182	1,001	53		1,796	822
54		2,292	1,075	54		1,906	892
55		3,829	2,412	1,158		55	3,439
56	4,027	2,540	1,252	56	3,639	2,152	1,060
57	4,243	2,682	1,359	57	3,851	2,290	1,161
58	4,473	2,832	1,478	58	4,081	2,440	1,272
59	4,717	2,992	1,607	59	4,321	2,596	1,392
60	4,976	3,160	1,744	60	4,576	2,760	1,519
61	5,252	3,340	1,889	61	4,850	2,938	1,652
62	5,545	3,530	2,040	62	5,137	3,122	1,791
63	5,857	3,732	2,198	63	5,445	3,320	1,935
64	6,193	3,948	2,364	64	5,775	3,530	2,085
65	6,551	4,178	2,537	65	6,129	3,756	2,240
66	6,938	4,426	2,717	66	6,506	3,994	2,400
67	7,361	4,696	2,908	67	6,921	4,256	2,569
68	7,822	4,992	3,118	68	7,374	4,544	2,752
69	8,328	5,316	3,349	69	7,866	4,854	2,953

保険料表

女性 月払保険料表

- 契約日が2021年12月1日以降の保険契約に適用される保険料率となります(ただし、当社は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります)。
- 保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
- 歯数割引特則の適用による割引後の保険料はご契約日における年齢および保険料率を基準に計算します。
- 記載以外の保険金額・給付金額・保険料払込期間については、募集代理店または当社へご確認ください。
- 各保障の個別の保険料を記載しています。必要な保障分を合算してください。

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):100万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約時				<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合			
契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約	契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約
	100万円		10万円		100万円		10万円
	死亡保障特則30万円 (100万円×30%)		主契約100万円×10%		死亡保障特則30万円 (100万円×30%)		主契約100万円×10%
あり	なし	あり		なし			
40		798	231	40		629	173
41		827	242	41		658	184
42		858	254	42		688	195
43		891	266	43		721	208
44		925	280	44		755	221
45		962	295	45		791	235
46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	1,000	311	46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	830	250
47		1,042	328	47		871	267
48		1,086	347	48		915	285
49		1,132	367	49		961	305
50		1,182	389	50		1,010	326
51		1,235	414	51		1,062	349
52		1,292	440	52		1,119	375
53		1,353	470	53		1,179	403
54		1,419	502	54		1,244	434
55		1,959	1,489	539		55	1,784
56	2,056	1,565	579	56	1,879	1,388	507
57	2,161	1,647	625	57	1,983	1,469	550
58	2,273	1,735	676	58	2,093	1,555	597
59	2,392	1,828	729	59	2,211	1,647	648
60	2,519	1,928	787	60	2,336	1,745	701
61	2,657	2,036	847	61	2,471	1,850	757
62	2,804	2,151	911	62	2,616	1,963	816
63	2,962	2,275	978	63	2,771	2,084	877
64	3,131	2,408	1,050	64	2,937	2,214	943
65	3,315	2,552	1,128	65	3,116	2,353	1,014
66	3,515	2,708	1,212	66	3,313	2,506	1,090
67	3,732	2,879	1,306	67	3,524	2,671	1,175
68	3,971	3,067	1,411	68	3,756	2,852	1,268
69	4,230	3,270	1,525	69	4,008	3,048	1,370

(単位:円)

主契約(認知症保険金額):200万円

保険期間・保険料払込期間:終身

契約時				<参考>70歳時に歯数割引特則が適用された場合			
契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約	契約年齢(歳)	主契約		軽度認知障害保障特約
	200万円		20万円		200万円		20万円
	死亡保障特則60万円 (200万円×30%)		主契約200万円×10%		死亡保障特則60万円 (200万円×30%)		主契約200万円×10%
あり	なし	あり		なし			
40		1,596	462	40		1,258	346
41		1,654	484	41		1,316	368
42		1,716	508	42		1,376	391
43		1,782	533	43		1,442	416
44		1,850	561	44		1,510	442
45		1,924	590	45		1,582	470
46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	2,000	622	46	契約年齢が 55歳以上の 場合、 死亡保障 特則を適用 できます。	1,660	501
47		2,084	657	47		1,742	534
48		2,172	694	48		1,830	570
49		2,264	735	49		1,922	610
50		2,364	779	50		2,020	652
51		2,470	828	51		2,124	698
52		2,584	881	52		2,238	750
53		2,706	940	53		2,358	806
54		2,838	1,005	54		2,488	868
55		3,918	2,978	1,078		55	3,568
56	4,112	3,130	1,159	56	3,758	2,776	1,014
57	4,322	3,294	1,251	57	3,966	2,938	1,100
58	4,547	3,470	1,352	58	4,187	3,110	1,195
59	4,784	3,656	1,459	59	4,422	3,294	1,296
60	5,039	3,856	1,574	60	4,673	3,490	1,403
61	5,314	4,072	1,695	61	4,942	3,700	1,515
62	5,608	4,302	1,822	62	5,232	3,926	1,632
63	5,924	4,550	1,956	63	5,542	4,168	1,755
64	6,263	4,816	2,100	64	5,875	4,428	1,887
65	6,631	5,104	2,256	65	6,233	4,706	2,029
66	7,030	5,416	2,424	66	6,626	5,012	2,181
67	7,465	5,758	2,612	67	7,049	5,342	2,350
68	7,943	6,134	2,822	68	7,513	5,704	2,537
69	8,461	6,540	3,051	69	8,017	6,096	2,740

お申込みにあたって必ずご確認ください きたい事項

無解約返戻金型認知症保障保険(主契約)について

【認知症保険金】

- 認知症保険金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を原因とする場合に限りま
- 支払対象の認知症かつ公的介護保険制度の要介護1以上に該当するかどうかは診断書を参考に当社が判断します。
- **保険料払込期間中に解約されたときは、解約返戻金はありません。**保険料払込期間が有期の場合で、保険料払込期間の満了後に解約されたときは、主契約の認知症保険金額の5%と同額の解約返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。
- **保険料払込期間中に被保険者が死亡されたときは、つぎの取り扱いとなります。**

<死亡保障特則を適用しない場合>

返戻金はありません。なお、保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、主契約の認知症保険金額の5%と同額の返戻金があります(保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていることが必要となります)。

<死亡保障特則を適用した場合>

死亡保険金をお支払いします。なお、保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合でも、主契約の認知症保険金額の5%と同額の返戻金をお支払いしません。

■死亡保障特則を適用した場合でも、以下の事由に該当するときは死亡保険金をお支払いできません。

- ① 責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺
- ② 保険契約者または死亡保険金受取人の故意
- ③ 戦争その他の変乱

軽度認知障害保障特約について

【軽度認知障害給付金】

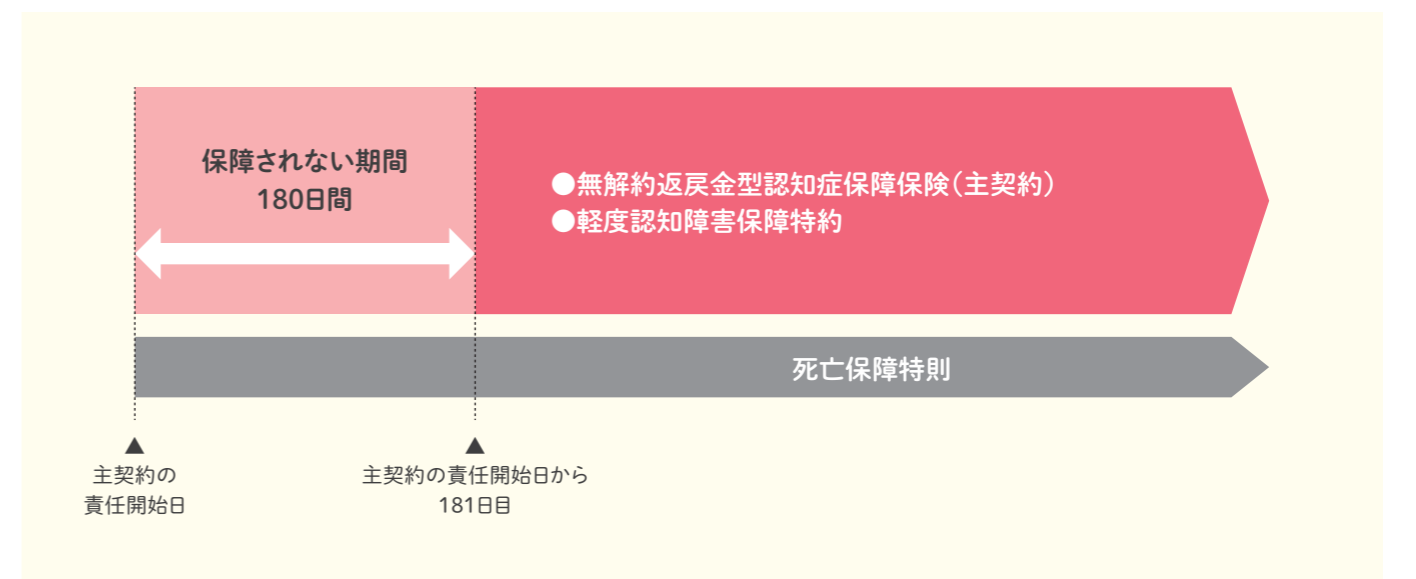
- 軽度認知障害給付金のお支払いは、責任開始期以後に生じた疾病または傷害を原因とする場合に限りま
- 支払対象の軽度認知障害または認知症に該当するかどうかは診断書を参考に当社が判断します。
- **解約返戻金はありません。**

主な取り扱いについて

- 契約者配当金はありません。
- 契約者貸付制度の取り扱いはありません。
- 当社が保険料を立て替えし、ご契約を継続させる制度(保険料の自動貸付)の取り扱いはありません。
- ご契約が失効した場合、ご契約を復活する取り扱いはありません。
- **特約の中途付加、特則の中途適用や特則をご契約後に適用しないこととする取り扱いはありません。**
- 主契約はご契約後に最低保険金額の100万円まで減額が可能です。主契約を減額した場合、特約の給付金額および特則の保険金額も連動して減額されます。また、保障を増額する取り扱いはありません。
- **高度障害状態に該当した場合の保障はありません。**

保障の開始について

- 主契約および軽度認知障害保障特約の保障については、責任開始日以後、**保障されない期間**があります。
- 上記の保障されない期間中に認知症と診断された場合は主契約および軽度認知障害保障特約が**無効**、軽度認知障害と診断された場合は軽度認知障害保障特約が**無効**となります。



契約してよかった。その一言のために。

お客さまの声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

毎日の健康に何か良い方法ないかな？

認知症予防・健康相談

夫婦ともに健やかに暮らしたい

いつまでも美味しいものをいっぱい食べたい！

歯の健康維持で認知症予防

65歳以上の歯が数本で入れ歯がない人の認知症発症リスクは、歯が20本以上ある方の約**1.9倍**

P.2

●オーラルケアサポートサービス
大切なのは歯の健康維持です！あなたの歯の健康維持を当社は応援します！

P.8

オーラルケアサポートサービスはこちら



認知症の発症と歯が関係しているなんて…

良い歯は一生の宝物。オーラルケアサポートサービスで歯を大切にしたいです！

シニア専用のフリーダイヤルは心強い！

ご契約後の体験について、お客さまから実際に寄せられた声などをとに掲載しているよ！

わからないとき、困ったときは？

当社 コンタクトセンター

お客さまに「情報」と「安心」をお伝えします。

受付時間 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除く)

お客さま専用フリーダイヤル ☎ **0120-226-201**

70歳以上のお客さまを対象としたフリーダイヤル ☎ **0120-515-201**

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け
国内最高評価の『三つ星』を獲得



当社コンタクトセンターはサポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2024年度も最高ランクである『三つ星』を獲得しました。

住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続き内容のご確認・お問い合わせは当社Webサイトからも可能です。(24時間365日受付)



もしものときの解決方法は？

保険金・給付金のご請求など

父が認知症になったら…契約しているようだけど、保障内容が分からないなあ

●指定代理請求制度

指定代理請求人が保険金などを請求することができます。

P.9

●契約内容ご案内制度

ご登録いただいた方がいつでも加入商品の保障内容など契約内容についてご照会いただけます。

P.22

ご家族でご契約内容を共有できます。

父の代わりに契約内容を確認できるんですね

私の口座で保険金を受け取ることができれば、介護費用の支払がスムーズにできますね！

あんしん&けんこうネオサポート

サービス例

24時間健康・介護・育児・こころの相談ダイヤル
提供:ティーベック(株)

電話 ¥0 無料

ご利用対象 **ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方**
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの有資格者が24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関情報の提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。また、必要に応じて各分野の専門医に相談できます。

※各分野の専門医への相談は予約制です。予約受付時間:月～土9:00～22:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)相談時間:約15分

セカンドオピニオンサービス
提供:ティーベック(株)

面談 ¥0 無料

ご利用対象 **ご契約者さまおよび被保険者さま**

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医*)へ面談(オンラインも可)でのセカンドオピニオンを手配します。

*総合相談医とは、各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオプドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

**「ドクターが薦める専門医」*
情報提供サービス**
提供:ティーベック(株)

電話 ¥0 無料

ご利用対象 **ご契約者さまおよび被保険者さま**

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きした上で、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合や、セカンドオピニオンの実施後に専門医の選択に迷われる場合などにもお気軽にご相談ください。

*「ドクターが薦める専門医」とは、大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

専門病院受診手配サービス
提供:ティーベック(株)

電話 ¥0 無料

ご利用対象 **ご契約者さまおよび被保険者さま**

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーベック(株)の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

*専門病院受診手配サービスは、原則として、三大疾病(がん・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名で1回の利用とさせていただきます。

**契約内容
ご案内制度**

スマホ 電話 ¥0 無料

本制度のお申し込み(無料)により、被保険者・保険金などの受取人・指定代理請求人からご照会いただいた場合にも、契約内容をご案内することができます。また、指定代理請求人の連絡先(電話番号・住所)を登録いただくことで、災害時には指定代理請求人に、契約者・被保険者の安否確認をさせていただきます場合があります。

詳しくはこちらから



うちの保険アプリ
提供:iChain(株)

スマホアプリ ¥0 無料

「保険情報の管理(保険会社問わず)」と「保険情報の家族への共有」がスマートフォンで簡単に行えます。アプリは無料でご利用いただけます。



万が一の際に保険金・給付金を確実に受け取っていただくためには、保険金などの受取人やその他のご家族にご加入の保険契約についてお伝えいただくことが大切です。お伝えいただく手段として「契約内容ご案内制度」・「うちの保険アプリ」をご利用ください。

※契約内容ご案内制度を除き、当社が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※24時間健康・介護・育児・こころの相談ダイヤル、「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス、セカンドオピニオンサービス、専門病院受診手配サービスは、医療行為および診察行為を行うものではなく、ティーベック(株)の専門職がご利用者へのカウンセリングを通じて、ご利用者のニーズに沿った医療健康情報または受診や治療に関する情報もしくはアドバイスなどを提供し、必要かつ可能な場合には、ティーベック(株)の提携医療機関や提携専門医のセカンドオピニオンや受診を予約/手配するサービスです。

※お電話によるサービスをご利用の際は、証券番号をご準備のうえ、当社のお客さまである旨をお伝えください。

※日本国内のご利用に限りです。また、一部のサービスについては地域や内容により、ご利用いただけない場合やご要望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご利用いただける期間は、ご契約いただいている当社の保険契約の保険期間が終了するまでとなります。

介護に関するご相談事例

ご家族さまからいただいたご相談の一部をご紹介します。

相談ダイヤル
認知症を罹患された方の要介護認定

Q 認知症の親の介護認定を受けるため、調査員の方が家に来る予定です。初めてのことで不安です。家族も同席できるのでしょうか?

A ご家族の同席も可能です。要介護(要支援)認定には、主治医の意見書と認定調査を受けることが必要になり、調査員に正確な心身の状態を伝えることが大切です。認知症の方は、日によって同じことができたりできなかったりと一定しないこともあります。家族など普段の状況が説明できる方に同席してもらえば、より正確な調査ができます。また、緊張などから状況が伝えきれない場合もあるので、困りごとなどはメモをしておくこともおすすめします。

相談ダイヤル
特別養護老人ホームへの入所

Q 一人暮らしの母が要介護2なのですが、特別養護老人ホームに入所できますか?

A いいえ、特別養護老人ホームは原則要介護3～5の方を対象とした施設です。常に介護が必要で、自宅での生活が困難な方を対象とした施設で、食事・入浴など日常生活上の介護や健康管理を受けます。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であることが認められる場合は、「特例入所」として利用できるケースがあります。ケアマネージャーの方に相談してみましょう。

当社はDaiichi Lifeグループの生命保険会社です。